

平成22年度第2回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成22年5月25日(火) 午前9時00分から午前10時10分まで				
開催場所	平塚市教育会館 2階 中会議室				
出席者	委員	会長 三澤憲一、会長職務代理 赤塚健、委員 三浦克美、委員 加藤邦裕			
	特定 行政庁	まちづくり政策部長 久永逸雄、建築指導課長 石井浩三、建築指導課課長代理 井上徹、同主査 小澤勲(議案1)			
	事務局 他	建築指導課課長代理 武井隆、同主任 寺島俊太郎、開発指導課長 井上泰弘、開発指導課課長代理 山本三郎、同主査 菅間政洋(議案1及び2) まちづくり政策部長 久永逸雄、建築指導課長 石井浩三、建築指導課課長代理 井上徹、同主査 小澤勲(議案2)			
欠席	委員 杉本洋文				
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	なし
会議録 署名委員	三澤会長、加藤委員				
会議内容	<p>1 開会 事務局から、欠席委員の報告があった。</p> <p>事務局から、平塚市建築審査会条例の規定により、本会議は成立している旨の報告があった。</p> <p>会議録署名委員は、加藤委員とすることで了承された。</p> <p>「議案2 審査請求について」は、会議の公開に関する指針の規定に基づき、非公開とすることが確認された。</p> <p>2 議事 (1) 議案1 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同</p>				

意基準に基づく報告について（1件）

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

報告案件1-①について

申請建築物である共同住宅の計画戸数について質疑があった。

これに対し、27戸であるとの回答があった。

申請敷地と前面道路の関係について、敷地が道路と接しなければならない長さの規定と、前面道路の幅員の規定について質疑があった。

これに対し、接道の長さについては、平塚市建築基準条例（以下「市条例」という。）の規定により、敷地は5メートル以上道路に接していなければならないと、また、前面道路の幅員については、建築基準法の規定では、4メートル以上確保されている必要がある旨の回答があった。

これに関連し、本件は、都市計画法第29条による開発行為の許可を受けた計画であり、本件において、開発許可基準は市条例による接道の長さに関する基準より厳しく、本件計画において接道の長さに関する規定は開発許可基準に包含されている旨の補足説明があった。

申請敷地における土地の一部は、法第42条第1項第5号に規定する道路が指定されていたが、本件計画に係る開発行為に伴い、当該道路の一部が廃止された。これに関し、当該道路の位置の指定があった時期について質疑があった。

これに対し、昭和40年であるとの回答があった。

これに関連し、当該位置指定道路について、本件開発許可に当たり、法第42条第1項第1号に規定する道路（幹道47号線）と交差する箇所すみ切りを新たに築造するよう指導できなかったのかとの質疑があった。

これに対し、指導はしたが、すみ切りを設けるまでには至らなかったとの回答があった。これに関連し、幹道47号線と当該位置指定道路が交差する箇所は、ガードレールが整備された歩道であり、市の道路部局からは、当該箇所すみ切りを設置しなければならないとの規定はないと聞いている旨の補足説明があった。

以上の質疑をもって、本案件は「了承」された。

(2) 議案2 審査請求について

ア 平塚市黒部丘における変更確認処分の取り消しを求める審

査請求について

事務局から、本件審査請求に関する前回の会議以降の経緯及び審査請求人から提出された反論書について説明があった。

反論書の内容について審議を行った。

事務局から、建築基準法第94条第3項に基づく公開による口頭審査について説明があった。

次回の建築審査会において、口頭審査を開催することに決定した。

本件は、次回も引き続き審議を継続することとなった。

3 その他

次回の開催日程は、平成22年6月8日（火）となった。

4 閉会